

及びパン種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件」の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(イ)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(ロ)を削る。

六を削る。

五の(ロ)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(イ)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

六の次に次のように加える。

七 表示

三の(イ)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされること。

○農林水産省告示第三百八十号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十九に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号(アメリカ合衆国産ビング種、ランパート種、レーニア種

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百八十号
(アメリカ合衆国産ビング種、ランバート種、
レーニア種及びパン種のさくらんぼの生果実に係
る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を
改正する件)
(原稿誤り)

五八三 別表一
別表二